

半田市パートナーシップ制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 パートナーシップ制度の導入を検討するにあたり、広く関係者の意見を反映させるため、半田市パートナーシップ制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、パートナーシップ制度について、次に掲げる事項を調査検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 制度の趣旨
- (2) パートナーシップ関係の証明方式
- (3) 制度の対象者及び要件
- (4) その他パートナーシップ制度に関連する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) L G B T支援団体関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 事業者
- (5) 弁護士

2 委員の定数は5名以内とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。